

告
示

埼玉県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名氏名

住

所

監事 荒川 安平

埼玉県幸手市大字榎野地三百九十二番地